

令和 8 年 第 1 回 東浦町議会臨時會議案

令 和 8 年 1 月 20 日 提 出

目 次

議案第 1 号 東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について ······	3
議案第 2 号 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ······	22
議案第 3 号 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について ······	24
議案第 4 号 令和 7 年度東浦町一般会計補正予算（第 8 号） ······	26
議案第 5 号 令和 7 年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） ···	31
議案第 6 号 令和 7 年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） ···	34
議案第 7 号 令和 7 年度東浦町水道事業会計補正予算（第 4 号） ······	37
議案第 8 号 令和 7 年度東浦町下水道事業会計補正予算（第 3 号） ······	38

議案第1号

東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年1月20日提出

東浦町長　日高輝夫

東浦町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職</p>

<p>員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u></p> <p>(3) 略 3から7まで 略 (期末手当) 第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 125</u>、<u>12月に支給する場合には 100 分の 127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>	<p>員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) 略 3から7まで 略 (期末手当) 第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>
--	--

<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。</p>
<p>4 から 6 まで 略 (勤勉手当)</p>	<p>4 から 6 まで 略 (勤勉手当)</p>
<p>第 18 条 略</p>	<p>第 18 条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 から 5 まで 略</p>	<p>3 から 5 まで 略</p>

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	

34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					

	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員 の職員		円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400
	2	199,900	241,200	261,300
	3	201,600	242,000	262,200
	4	203,300	242,700	263,100
	5	205,000	243,400	264,100
	6	206,700	244,100	265,000
	7	208,300	244,900	266,000

8	209, 900	245, 600	266, 900	
9	211, 500	246, 400	267, 800	
10	213, 000	247, 100	268, 600	
11	214, 500	247, 800	269, 300	
12	215, 900	248, 400	269, 700	
13	217, 300	249, 100	270, 300	
14	218, 800	249, 500	270, 700	
15	220, 300	250, 000	271, 100	
16	221, 800	250, 400	271, 500	
17	223, 200	250, 900	271, 900	
18	224, 600	251, 300	272, 400	
19	226, 000	251, 800	272, 900	
20	227, 400	252, 200	273, 500	
21	228, 800	252, 500	274, 200	
22	229, 800	252, 800	274, 800	
23	230, 900	253, 100	275, 400	
24	232, 000	253, 400	276, 200	
25	233, 000	253, 900	277, 000	
26	233, 800	254, 400	277, 700	
27	234, 700	254, 800	278, 200	
28	235, 500	255, 300	278, 900	
29	236, 400	255, 800	279, 700	
30	237, 200	256, 300	280, 400	
31	238, 000	256, 700	281, 100	
32	238, 800	257, 100	281, 700	
33	239, 600	257, 400	282, 400	
34	240, 100	257, 900	283, 100	
35	240, 600	258, 400	283, 800	
36	241, 100	258, 800	284, 400	
37	241, 700	259, 200	285, 000	
38	242, 200	259, 700	285, 700	
39	242, 700	260, 100	286, 300	
40	243, 200	260, 500	286, 800	
41	243, 700	260, 900	287, 200	
42	244, 000	261, 300	287, 700	
43	244, 300	261, 800	288, 100	
44	244, 700	262, 100	288, 500	
45	245, 100	262, 400	289, 000	

	46	245, 500	262, 800	289, 500
	47	245, 900	263, 200	290, 000
	48	246, 300	263, 500	290, 300
	49	246, 600	263, 900	290, 700
	50	246, 900	264, 300	291, 100
	51	247, 200	264, 600	291, 500
	52	247, 500	264, 900	292, 000
	53	247, 700	265, 300	292, 300
	54	248, 000	265, 600	292, 700
	55	248, 300	265, 900	293, 200
	56	248, 600	266, 300	293, 700
	57	248, 800	266, 600	294, 100
	58	249, 100	266, 900	294, 700
	59	249, 400	267, 200	295, 200
	60	249, 600	267, 500	295, 800
	61	249, 800	267, 800	296, 400
	62	250, 100	268, 100	296, 900
	63	250, 400	268, 400	297, 500
	64	250, 600	268, 700	298, 000
	65	250, 800	268, 900	298, 500
	66	251, 100	269, 200	299, 000
	67	251, 400	269, 500	299, 500
	68	251, 600	269, 700	300, 000
	69	251, 800	269, 900	300, 400
	70	252, 100	270, 200	300, 800
	71	252, 400	270, 500	301, 200
	72	252, 600	270, 700	301, 600
	73	252, 800	270, 900	302, 000
	74	253, 100	271, 200	302, 300
	75	253, 400	271, 500	302, 700
	76	253, 600	271, 700	303, 100
	77	253, 800	271, 900	303, 500
	78	254, 100	272, 200	303, 900
	79	254, 400	272, 500	304, 300
	80	254, 600	272, 700	304, 700
	81	254, 800	272, 900	305, 000
	82	255, 100	273, 200	305, 500
	83	255, 300	273, 500	305, 900

	84	255, 600	273, 700	306, 400
	85	255, 800	273, 900	306, 700
	86	256, 000	274, 100	307, 200
	87	256, 300	274, 400	307, 700
	88	256, 600	274, 700	308, 000
	89	256, 800	274, 900	308, 400
	90	257, 100	275, 100	308, 900
	91	257, 400	275, 400	309, 400
	92	257, 600	275, 600	309, 900
	93	257, 800	275, 900	310, 200
	94	258, 100	276, 200	310, 600
	95	258, 400	276, 500	311, 000
	96	258, 600	276, 700	311, 500
	97	258, 800	276, 900	311, 900
	98	259, 100	277, 200	312, 300
	99	259, 400	277, 400	312, 600
	100	259, 600	277, 700	312, 900
	101	259, 800	277, 900	313, 200
	102	260, 100	278, 100	313, 600
	103	260, 400	278, 400	313, 900
	104	260, 600	278, 700	314, 300
	105	260, 800	278, 900	314, 600
	106		279, 100	315, 000
	107		279, 400	315, 400
	108		279, 600	315, 600
	109		279, 900	315, 800
	110		280, 200	316, 100
	111		280, 500	316, 400
	112		280, 700	316, 600
	113		280, 900	316, 800
	114		281, 200	317, 100
	115		281, 400	317, 400
	116		281, 600	317, 600
	117		281, 900	317, 800
	118		282, 200	318, 100
	119		282, 500	318, 400
	120		282, 700	318, 600
	121		282, 900	318, 800

	122		283, 100	319, 100
	123		283, 400	319, 400
	124		283, 700	319, 600
	125		283, 900	319, 800
	126		284, 100	320, 100
	127		284, 400	320, 400
	128		284, 700	320, 600
	129		284, 900	320, 800
	130		285, 100	
	131		285, 400	
	132		285, 700	
	133		285, 900	
	134		286, 100	
	135		286, 400	
	136		286, 700	
	137		286, 900	
定年前再任 用短時間勤 務職員		206, 200	217, 300	235, 900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
号給	給料月額（円）
1	405, 000
2	455, 000
3	508, 000
4	574, 000
5	655, 000
号給	給料月額（円）
1	392, 000
2	440, 000
3	492, 000
4	555, 000
5	634, 000

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 95%;"><u>765,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>893,000</u></td></tr> </table>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 95%;"><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </table>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
6	<u>765,000</u>								
7	<u>893,000</u>								
6	<u>740,000</u>								
7	<u>864,000</u>								
<p>2から4まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>2から4まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>3及び4 略</p>								

(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東浦町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第3条 職員の報酬の額は、他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額のときは <u>342,144円</u>、日額のときは <u>16,292円</u>及び時間額のときは <u>2,102円</u>の範囲内において、町長が規則で定め</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第3条 職員の報酬の額は、他の一般職に属する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、その職種に応じて月額のときは <u>333,180円</u>、日額のときは <u>15,865円</u>及び時間額のときは <u>2,047円</u>の範囲内において、町長が規則で定め</p>

<p>る額とする。この場合において、当該報酬の額は、東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号。以下「給与条例」という。）第10条の2に規定する地域手当に相当する額を加算した後の額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 125、12月に支給する場合には 100 分の 127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 105、12月に支給する場合には 100 分の 107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>る額とする。この場合において、当該報酬の額は、東浦町職員の給与に関する条例（昭和36年東浦町条例第2号。以下「給与条例」という。）第10条の2に規定する地域手当に相当する額を加算した後の額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の 125</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の 105</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>5及び6 略</p>
--	--

（東浦町職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>（通勤手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間</u>につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町長が規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分</u>に応じ、<u>支給単位期間</u>につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）</p> <p><u>ア 使用距離</u>（以下この号において「使用距離」という。） が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p><u>イ 使用距離</u>が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p><u>ウ 使用距離</u>が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p><u>エ 使用距離</u>が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p><u>オ 使用距離</u>が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p><u>カ 使用距離</u>が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p><u>キ 使用距離</u>が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員</p>
--	--

	<p><u>員 19,700円</u></p> <p><u>ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 22,800円</u></p> <p><u>ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 25,900円</u></p> <p><u>コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 29,100円</u></p> <p><u>サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 32,300円</u></p> <p><u>シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 35,500円</u></p> <p><u>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700円</u></p>
(3) 略	(3) 略
<p><u>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町長が規則で定める額</u></p> <p><u>（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p>	

<p><u>4</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、<u>第2項第2号</u>に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>5</u> 通勤手当は、支給単位期間（町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間）に係る最初の<u>月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町長が規則で定める場合にあっては、その翌月）</u>の町長が規則で定める日に支給する。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として町長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>8</u> 略 (期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>	<p><u>3</u> 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間（町長が規則で定める通勤手当にあっては、町長が規則で定める期間）に係る最初の<u>月の町長が規則で定める日に支給する</u>。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として町長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p><u>7</u> 略 (期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>
--	--

<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 126. 25」とあるのは「100 分の 71. 25」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 127. 5」とあるのは「100 分の 72. 5」とする。</p>
<p>4 から 6 まで 略 (勤勉手当)</p>	<p>4 から 6 まで 略 (勤勉手当)</p>
<p>第 18 条 略</p>	<p>第 18 条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 106. 25</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107. 5</u> を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 51. 25</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 50、12 月に支給する場合には 100 分の 52. 5</u> を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 から 5 まで 略</p>	<p>3 から 5 まで 略</p>

（東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 5 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
3及び4 略	3及び4 略

(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償) 第5条 略 2 通勤に係る費用弁償の額及び返納について、給与条例第11条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定の例による。 (期末手当) 第10条 略	(通勤に係る費用弁償) 第5条 略 2 通勤に係る費用弁償の額及び返納について、給与条例第11条第2項、第3項及び第5項から第7項までの規定の例による。 (期末手当) 第10条 略

2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u> を乗じて得た額とする。
5及び6 略 (勤勉手当)	5及び6 略 (勤勉手当)
第10条の2 略	第10条の2 略
2及び3 略	2及び3 略
4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額を超えてはならない。	4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額を超えてはならない。
5及び6 略	5及び6 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は費用弁償は、改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与又は費用弁償の内払とみなす。

提案理由

職員の給与等を改めるため提案するものである。

議案第2号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年1月20日提出

東浦町長　日高輝夫

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあっては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

第2条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつ

<p>ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>	<p>ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 177.5</u>」とする。</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第3号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年1月20日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和61年東浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

第2条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した者にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料月額に、当該給料月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末

<p>手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>	<p>手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 177.5</u>」とする。</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第4号

令和7年度東浦町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度東浦町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,586,588千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和8年1月20日提出

東浦町長 日高輝夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,333,295	321,739	3,655,034
	2 国庫補助金	1,264,608	321,739	1,586,347
16 県支出金		1,710,923	4,311	1,715,234
	2 県補助金	473,916	4,311	478,227
19 繰入金		1,134,328	184,268	1,318,596
	1 基金繰入金	1,131,000	184,000	1,315,000
	2 特別会計繰入金	3,328	268	3,596
21 諸収入		765,911	635	766,546
	4 雑入	719,855	635	720,490
歳 入 合 計		21,075,635	510,953	21,586,588

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		148,785	1,274	150,059
	1 議会費	148,785	1,274	150,059
2 総務費		3,462,136	49,144	3,511,280
	1 総務管理費	2,502,427	36,244	2,538,671
	2 徴稅費	506,160	6,697	512,857
	3 戸籍住民基本台帳費	166,805	3,449	170,254
	6 監査委員費	20,306	489	20,795
	7 交通防犯対策費	210,049	2,265	212,314
3 民生費		8,411,654	74,027	8,485,681
	1 社会福祉費	4,097,641	30,627	4,128,268
	2 児童福祉費	4,314,013	43,400	4,357,413
4 衛生費		1,639,873	7,527	1,647,400
	1 保健衛生費	669,001	7,527	676,528
5 労働費		27,367	174	27,541
	1 労働諸費	27,367	174	27,541
6 農林水産業費		229,362	1,595	230,957
	1 農業費	70,969	1,580	72,549
	2 農地費	158,393	15	158,408
7 商工費		181,631	321,712	503,343
	1 商工費	181,631	321,712	503,343
8 土木費		2,573,647	14,327	2,587,974
	1 土木管理費	156,925	4,377	161,302
	2 道路橋りょう費	907,842	303	908,145
	5 都市計画費	1,473,332	9,647	1,482,979
9 消防費		764,941	1,167	766,108
	1 消防費	764,941	1,167	766,108
10 教育費		2,880,674	39,283	2,919,957
	1 教育総務費	380,258	33,093	413,351
	2 小学校費	912,284	692	912,976
	3 中学校費	557,715	521	558,236
	4 社会教育費	360,898	1,634	362,532
	5 保健体育費	669,519	3,343	672,862
14 予備費		35,118	723	35,841
	1 予備費	35,118	723	35,841
歳 出 合 計		21,075,635	510,953	21,586,588

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社会福祉費	在宅高齢者エアコン設置助成事業	21,677
7 商 工 費	1 商 工 費	生活応援クーポン券事業	319,939
10 教 育 費	1 教育総務費	物価高騰対応子どももの未来応援事業	1,370

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
東浦町議会における会議録作成に係る筆耕翻訳料	自 令和 7 年 度 至 令和 8 年 度	2,138
I C T 支援員派遣委託料（小学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	34,356
I C T 支援員派遣委託料（中学校）	自 令和 7 年 度 至 令和 10 年 度	14,724

議案第5号

令和7年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,205,324千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日提出

東浦町長 日高輝夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		296, 558	413	296, 971
	1 他会計繰入金	296, 558	413	296, 971
歳 入 合 計		4, 204, 911	413	4, 205, 324

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		38,004	413	38,417
	1 総務管理費	15,647	413	16,060
歳 出	合 計	4,204,911	413	4,205,324

議案第6号

令和7年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		139, 412	186	139, 598
	1 一般会計繰入金	139, 412	186	139, 598
歳 入	合 計	1, 017, 432	186	1, 017, 618

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		9,728	186	9,914
	1 総務管理費	7,719	186	7,905
歳 出	合 計	1,017,432	186	1,017,618

議案第7号

令和7年度東浦町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度東浦町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「配水設備新設改良事業417,454千円」を「配水設備新設改良事業418,142千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収			入
第1款 水道事業収益	1,033,381千円	471千円	1,033,852千円
第2項 営業外収益	274,835千円	471千円	275,306千円
支			出
第1款 水道事業費用	917,269千円	6,213千円	923,482千円
第1項 営業費用	910,067千円	3,663千円	913,730千円
第3項 特別損失	10千円	2,550千円	2,560千円

（資本的収入及び支出）

第4条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540,952千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額541,640千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金510,520千円」を「過年度分損益勘定留保資金511,208千円」に改め、資本的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支			出
第1款 資本的支出	627,065千円	688千円	627,753千円
第1項 建設改良費	423,852千円	688千円	424,540千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 令和7年度東浦町水道事業会計予算第6条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	97,537千円	3,757千円	101,294千円

令和8年1月20日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第8号

令和7年度東浦町下水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和7年度東浦町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中「管渠建設改良事業145,466千円」を「管渠建設改良事業146,151千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收　　入			
第1款 下水道事業収益	1,298,081千円	1,436千円	1,299,517千円
第1項 営業収益	560,537千円	237千円	560,774千円
第2項 営業外収益	737,541千円	1,199千円	738,740千円
支　　出			
第1款 下水道事業費用	1,298,081千円	1,436千円	1,299,517千円
第1項 営業費用	1,209,965千円	1,436千円	1,211,401千円
(資本的収入及び支出)			

第4条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第4条本文かつこ書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,286千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,052千円」に改め、「当年度分損益勘定留保資金299,152千円」を「当年度分損益勘定留保資金298,918千円」に改め、資本的収入及び支出額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收　　入			
第1款 資本的収入	284,993千円	919千円	285,912千円
第2項 出資金	203,114千円	919千円	204,033千円
支　　出			
第1款 資本的支出	594,279千円	685千円	594,964千円
第1項 建設改良費	158,138千円	685千円	158,823千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第8条で定めた職員給与費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	50,835千円	1,793千円	52,628千円
(他会計からの補助金)			

第6条 令和7年度東浦町下水道事業会計予算第9条中「196,012千円」を「196,013千円」に改める。

令和8年1月20日提出

東浦町長　日　高　輝　夫